

事 務 連 絡
平成24年1月5日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」に基づく特別養護老人ホームにおける特例措置の取扱いについて

標記については、「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号。以下「復興特区省令」という。）が公布され、特定地方公共団体における特別養護老人ホームについて特例措置が設けられたが、その取扱いについて下記のようにすることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

当該特例措置に基づき、復興特区省令第7条の適用を受けて、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は他の特別養護老人ホームの医師が定期的に特別養護老人ホームに訪問して医学的健康管理を行う場合の診療報酬の請求に関しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成21年3月31日保医発第0331002号）に規定する配置医師と同じ扱いとし、初診料、再診料及び往診料等が算定できないこと。